

第5回文京区景観計画検討委員会での主な意見と対応について

1 第5回景観計画検討委員会での主な意見と対応について

| 検討委員会での主な意見 |                | 対応（案）                                                                                                           |                                                                                                                                        |
|-------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章         | p.31の写真について    | 建物の前に自動車が映っている。写真を変更することはできないか。                                                                                 | 修正しました。 ■p.31                                                                                                                          |
|             | 電線類の地中化について    | 第4章公共施設の整備に関する景観づくりの方針で「電線類の地中化に努める」と書いているが、第2章のあたりにも書き込むことができないか。                                              | 第2章基本方針8②に記載しました。 ■p.38                                                                                                                |
| 第3章         | 景観形成基準の考え方について | 「文京区らしい魅力溢れる景観形成を協働して実現していく」とあるが、「協働して」という表現について、もう一步踏み込んで、ひとりひとりが景観について理解し、つくっていくという自負を持つというところまで伝わる書き方にできないか。 | 修正しました。 ■p.39                                                                                                                          |
|             | p.40の図について     | 景観形成基準は、一般基準と景観特性基準と地区限定基準の3本柱できているということが伝わる表現にした方が良い。一般基準が一番下に配置されているのはおかしい。                                   | 修正しました。 ■p.40                                                                                                                          |
|             | 景観特性基準について     | 景観特性基準にはそれぞれ目標が示されているが、その後に示されている基準との関係性が読み取りにくい。ポイントとなる重要な基準を最初にするなどの工夫が必要ではないか。                               | ポイントを整理し、景観特性基準の並び順を修正しました。 ■p.48～67                                                                                                   |
|             |                | 基準の中で示されている内容が分かりやすくなるよう、一覧表を作成し、重要なものに印を付けるなどできないか。                                                            | 基準は、基本的にすべて守っていただきたい内容を記載しています。印を付ける等により、基準ごとの重みを示すことで、重みの低い基準への対応が図られなくなることを懸念しているため、計画の中では示さないこととします。今後、ガイドラインの作成等、運用していく中で検討していきます。 |
|             |                | 景観特性基準の内容が分かりやすくなるよう、目標と基準をつなぐような文章があると良いのではないか。<br>p.46、表3-5「景観形成基準と景観形成                                       | 基準の内容が分かりやすくなるよう、景観特性基準の目標の下に、p.46表3-5を基にした文章を記載しました。 ■p.48～67                                                                         |

|     |                  |                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                         |
|-----|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                  | の方向性」の文章を膨らませて、各基準の冒頭に記載してはどうか。                                                                                                    |                                                                                                                                                                                         |
| 第4章 | 電線類の地中化について      | 都市マスタープランでは、すべての電線類を地中化することは難しいことから、「電線類の地中化」という言葉は使わず、「無電柱化」と表現している。地中化に限らず軒下配線等の方法もあるので、都市マスタープランと合わせて「無電柱化」という言葉を使った方が良いのではないか。 | 修正しました。 ■p.91～92                                                                                                                                                                        |
|     | 公共施設の連携について      | 公共施設の整備に関する景観づくりの方針において、道路や公園などを個別に計画するという訳ではなく、例えば公共施設が隣り合っている場合には、連携して計画していくというような記載はできないか。                                      | 修正しました。 ■p.91                                                                                                                                                                           |
| その他 | 工作物について          | 景観に配慮された工作物のイメージが湧かない。事例の写真等がどこかにあれば良いのではないか。<br>届出対象となっている建築基準法第88条に規定する工作物に限らず、防火水槽等で景観に配慮されている事例があれば載せられないか。                    | ガイドラインを作成する際に、写真等の掲載を検討します。                                                                                                                                                             |
|     | 条例骨子(案)のタイトルについて | タイトルが「文京区景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例」とすると、「文京区景観法」というものがあるように見えてしまうので工夫できないか。                                                      | 条例の題名については、その条例がどこの都道府県・市町村が定めたものであるかを明らかにするために、当該都道府県・市町村名を冠することが一般的です。文京区においても、「文京区」を冠することを慣例としており、「文京区興行法施行条例」「文京区理容師法施行条例」など、法の名称を題名に入れている条例もあることから、本条例骨子(案)の題名については、資料第3号のとおりとします。 |